

五泉市農業委員会

令和 7 年 第 6 回 定例総会議事録

会議開催 令和 7 年 6 月 30 日(月) 午後 2 時 00 分
場 所 五泉市福祉会館 3 階 大会議室

出席委員(19 人)

1 番 渡邊 利雄	2 番 亀山 公子
3 番 大槻 彰吉	4 番 長谷川 亘
5 番 深井 秋彦	6 番 大湊 弘明
7 番 高橋 喜美子	8 番 権平 孝男
9 番 武藤 智暁	10 番 樋口 勝俊
11 番 川瀬 福司	12 番 井上 百合子
13 番 清田 ひろみ	14 番 村田 和賢
15 番 金子 郁夫	16 番 酒井 美奈子
17 番 大湊 賢吉	18 番 金子 信行
19 番 松尾 タカ子	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	本間 泰巳
村松事務所長	牛腸 修啓	係 長	星 恵里子
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
・ 利用権設定・転貸案件

8. 報告事項

報告第1号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和7年第6回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただきまして、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

2 会長あいさつ

松尾会長 (あいさつ)

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和7年第6回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19人中全員出席しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、5番・深井秋彦 委員、6番・大湊弘明 委員 にお願ひします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長にお願ひします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次、日程6、農地パトロールの報告であります。
調査班の班長、12番・井上百合子 委員から、報告をお願いします。

調査班長（井上百合子 委員）

はい、議長。議席番号12番、現地調査班 井上です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として6月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、金子 代理、五十嵐幸三 推進委員、久保 推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、町屋、赤海、論瀬、笹堀、村松地区では、矢津 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第1号

議 長 続きまして、日程7、議件の審議に入ります。
最初に、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数4件で、贈与が3件、使用貸借が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととし、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。

番号1番は、贈与の案件です。田5筆、合計面積600㎡を親子間で贈与するものです。

3ページから4ページをご覧ください。

番号2番は、贈与の案件です。田5筆、合計面積1,564㎡を親子間で贈与するものです。

番号3番は、贈与の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、面積1,295

m²を知人に贈与するものです。

4 ページから 5 ページをご覧ください。

番号 4 番は、使用貸借の案件です。譲渡人の経営移譲年金の受給資格を維持するため、田 2 筆、合計面積 2,042 m²を親子間で貸借するものです。

7 ページから 10 ページをご覧ください。

番号 1 番から番号 4 番の案件について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（井上百合子 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は町屋地内の田、番号 2 番は赤海、論瀬地内の田、番号 3 番は矢津地内の田、番号 4 番は笹堀地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

亀山公子 委員

はい、議長。

議 長 亀山公子 委員。

亀山公子 委員

2 番 亀山です。番号 3 番の議案ですが、4 ページは贈与となっていますけれども、9 ページは売買とありますが、どちらが正しいのでしょうか。

議 長 事務局、お願いします。

星係長 はい、議長。

9 ページの訂正をお願いします。贈与となります。よろしく願いいたします。

議 長 ほかに無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 2 号（①利用権設定・転貸案件）

議 長 続きまして、「議第 2 号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。

はじめに、「利用権設定・転貸案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長。説明いたします。

17 ページをご覧ください。

今月の「利用権設定・転貸案件」について、31 件の申し出がありました。

農用地利用集積等促進計画に基づく利用権の設定等は、新潟県農林公社を介在した貸借であります。

貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。

番号 1 番と 2 番は、25 ページをご覧ください。合計面積 40,372 m²、番号 3 番と 4 番は、面積 300 m²、番号 5 番と 6 番は、30 ページをご覧ください。合計面積 12,986.97 m²、番号 7 番と 8 番は、33 ページをご覧ください。合計面積 7,435 m²、番号 9 番と 10 番は、面積 2,364 m²、番号 11 番と 12 番は、合計面積 2,392 m²、番号 13 番と 14 番は、38 ページをご覧ください。合計面積 8,001 m²、番号 15 番と 16 番は、41 ページをご覧ください。合計面積 8,335 m²、番号 17 番と 18 番は、面積 544 m²、番号 19 番と 20 番は、44 ページをご覧ください。合計面積 5,036 m²、番号 21 番と 22 番は、合計面積 2,929 m²、番号 23 番と 24 番は、合計面積 3,867 m²、番号 25 番と 26 番は、合計面積 4,157 m²、番号 27 番と 28 番は、面積 353 m²、番号 29 番と 30 番は、面積 537 m²、番号 31 番と 32 番は、面積 837 m²、番号 33 番と 34 番は、55 ページをご覧ください。合計面積 13,877 m²、番号 35 番と 36 番は、合計面積 1,972 m²、番号 37 番と 38 番は、合計面積 2,326 m²、番号 39 番と 40 番は、63 ページをご覧ください。合計面積 18,378 m²、番号 41 番と 42 番は、合計面積 3,664 m²、番号 43 番と 44 番は、合計面積 3,264 m²、番号 45 番と 46 番は、合計面積 1,050 m²、番号 47 番と 48 番は、面積 2,988 m²、番号 49 番と 50 番は、合計面積 3,063 m²、番号 51 番と 52 番は、合計面積 4,084 m²、番号 53 番と 54 番は、合計面積 1,061 m²、番号 55 番と 56 番は、面積 936 m²、番号 57 番と 58 番は、合計面積 1,188 m²、番号 59 番と 60 番は、合計面積 2,897 m²、番号 61 番と 62 番は、合計面積 4,517 m²、それぞれを議案書記載の金額または無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

ページを戻っていただきまして、13 ページから 16 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、

農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

4月、5月は、公社への借入、公社からの貸付についての回答としておりましたが、五泉市地域計画の区域内、区域外を分けて回答することとなっておりましたので、それぞれの案件に対して意見を付して回答いたします。

31件の申し出のうち、区域外は9件であります。

区域外のものは、38ページから41ページ、番号15番と16番の全10筆、41ページ、番号17番と18番の1筆、41ページから44ページ、番号19番と20番の全10筆、48ページ、番号27番と28番の1筆、49ページから55ページ、番号33番と34番の全20筆の内、最後の1筆 三本木字早出3129番、56ページから63ページ、番号39番と40番の全25筆の内、3筆、56ページの下から2行目をご覧ください。一本杉字治五右エ門島2074番1、59ページの上から3行目をご覧ください。一本杉字屋敷添2260番1、同2260番2、64ページから66ページ、番号43番と44番の全7筆、66ページから67ページ、番号45番と46番の全2筆、70ページ、番号55番と56番の1筆であります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第2号(②利用権移転案件)

議 長 続きまして、「利用権移転案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長説明いたします。

77ページをご覧ください。

今月の「利用権移転案件」について、2件の申し出がありました。

番号1番は、合計面積19,463㎡、番号2番は、合計面積1,616㎡、議案書の中で、譲渡人の欄に記載されているのは、現在の耕作者です。

そして、譲受人の欄に記載されているのが新しい耕作者となります。

土地の所有者については備考欄に記載してあります。

これらを新しい耕作者に変更するものです。

なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も現在の契約の額を引き継ぐことになります。

75ページ、76ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、五泉市地域計画の区域内、区域外それぞれの案件に対して農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

区域外は2件であります。

区域外のものは、77ページ、番号1番の全10筆の内、最初からの3筆 中川新字上ノ平5782番、同5787番、同5788番、78ページ、番号2番の全3筆であります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「利用権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

8 報告事項

議 長 続きまして、日程8、報告事項であります。

「報告第1号・令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」事務局より説明をお願いします。

本間次長 はい、議長。

議 長 本間次長。

本間次長 はい、それでは私の方から「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」ご説明いたします。

81ページからになります。農業委員会法第37条に、農業委員会は、農地等の利用

の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について、公表することが義務付けられています。令和6年度の最適化活動の点検・評価結果及び農業委員会における事務の実施状況等について、この6月の役員会及び総会で報告の後、農業委員会ホームページで公表を行うとともに県知事へ報告を行う予定です。内容について説明いたします。資料をご覧ください。

ページをはぐって、83 ページからお願いします。「Ⅰ農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）」「1 農業委員会の現在の体制」ですが、農業委員数は19名、農地利用最適化推進委員は28名です。また、「2 農家・農地等の概要」については、総農家数1,874経営体、農業経営体数が1,508経営体、基幹的農業従事者数が3,937人、認定農業者数は338名、基本構想水準到達者が89名、農業参入法人は1経営体です。

次に、ページをはぐって、84 ページをご覧ください。「Ⅱ最適化活動の実施状況」、「1 最適化活動の成果目標」、「(1) 農地の集積」、「①現状及び課題」ですが、管内の農地面積5,090haに対して、これまでの集積面積が2,937ha、集積率58%となっております。「②目標」ですが、令和8年度までに集積率80%を目指し、令和6年度末までに3,159ha、集積率62.1%の目標に対し、集積面積の累計が3,053ha、集積率60.0%、目標に対する達成状況は96.6%となりました。

続きまして「(2) 遊休農地の発生防止・解消」、「①現状及び課題」、「②目標」、「③実績」ですが、(草刈り等により直ちに耕作することが可能となるいわゆる)緑区分の遊休農地面積が0.9ha 令和6年度中に0.02ha 解消され、令和8年度までに残りの遊休農地解消を目指します。

次に85ページ、「④その他」になります。農地の利用状況調査を農業委員・推進委員で8月2日に市内一斉の調査を実施し、10月までに調査結果を取りまとめました。

また、農地の利用意向調査を9月～10月に実施し、70筆5.02haのうち54筆3.81haの遊休農地の適正管理指導を行い、16筆1.21haの遊休農地が7年度に繰り越されることになりました。

次に85ページ下段になります。「(3) 新規参入の促進」、「①現状及び課題」、「②目標」、「③実績」ですが、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表した面積はありませんでしたが、令和6年度は2経営体の新規参入がありました。

続きまして86ページをご覧ください。「2 最適化活動の活動目標」、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、月12日の最適化活動を目標にしましたが、実績についても月平均12日で目標を達成することができました。「(2) 活動強化月間の設定」で「②実績」ですけれども、6月～7月にかけて地域計画の第2回協議の場、12月に第3回協議の場が開催され、将来の農地について話し合いが行われました。また9月～11月を農地パトロール強化月間としまして、遊休農地の発生防止と解消が行われました。

87ページをご覧ください。「(3) 新規参入相談会への参加」、「②実績」では8月17日に開催された「新規就農チャレンジフェア」に農業経営後継者対策委員会の樋口委員の1名が参加しました。

次に、一番最後のページ「Ⅲ事務の実施状況」です。「1 総会、部会の開催実績」は

毎月の総会で12回の開催、「2農地3条に基づく許可事務」は55件であります。「3農地転用に関する事務」は53件であります。及び「4違反転用への対応」は実績がなかったということで報告いたします。

説明は以上となります。

議 長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。
これをもって、令和7年第6回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時39分 閉会)